資料1-2

大阪府環境審議会 揮発性有機化 合物·化学物質対策部会(第2回) 平成18年6月16日

## 化学物質適正管理のための新しい制度の体系(案)

告 示 条 例 規則 - 適正管理対象化学物質の定義 - 対象化学物質のリスト 【資料1-3】 – 化学物質適正管理指針(仮称)の策定等・ - 大阪府化学物質適正管理指針(仮称) ・知事による指針の策定と公表 【資料1-4】 ・事業者の責務(指針に留意した適正管理の実施) - 事業者による届出等【資料1 - 5】 ・管理計画書等の作成と提出 - 届出対象事業者の要件 ------- 管理計画書等の作成 提出書類の様式 方法 自主的な管理の改善の促進を確実 なものとするために必要な届出 滴下管理指針 ・取扱量、排出量等の把握と届出 ・届出対象事業者の要件 — - 取扱量、排出量等の で規定 届出する事項 把握方法 PRTR データの正確性確保、府域の 実態に即した排出量等の把握など 届出書の様式 のために必要な届出 ・緊急事態対処計画書の作成と提出 -- 届出対象事業者の要件 ----— 緊急事態対処計画書 🤈 事故や自然災害など緊急事態への 提出書類の様式 の作成方法 備えを確実なものとするために必 要な届出 緊急事態発生時の措置 ・応急措置の実施と知事への通報 ・事故報告書の提出 - 報告書の様式 ・知事による措置命令等 - 雑則(立入検査と報告徴収) 罰則(緊急事態発生時措置命令違反、届出違反等)